

市民及び事業者の皆さまへ

保育施設及び放課後児童クラブにおける
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたご協力のお願い

新型コロナウイルス感染症について、国内各地で感染が拡大する中、4月16日に緊急事態宣言が新潟県を含む全国へ拡大され、全都道府県が足並みをそろえて事態を収束に向かわせるため、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すという、強い政府の姿勢が示されました。

これを受け、翌17日に、新潟県知事より外出の自粛要請が、21日には休業要請が出されるなど、市においても一丸となつての感染拡大防止の取り組みが必要な状況となっています。

保育園や認定こども園などの保育施設や放課後児童クラブについては、社会の機能を維持するために必要な事業所として休業要請の対象外となっていますが、これらの施設は、子ども達と保育者との接触が極めて多い場所であり、感染拡大防止のためには、接触を最大限減らす必要があることから、5月10日までの間、保護者の皆さまには、可能な限り、施設の利用を自粛いただくようお願いさせていただいているところです。

その結果、4月24日現在、利用者数は通常の約4から5割程度の減となっていますが、子ども達を感染のリスクから守るためには、さらに接触を減らす必要があると考えています。

市民の皆さまには、これまで以上にご負担をおかけしますが、子ども達を感染のリスクから守り、市内でのこれ以上の感染拡大を抑えるため、医療従事者をはじめとする社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方やひとり親家庭など、仕事を休むことが困難な方以外の保護者の皆さまや、保育等ができる大人がご家庭にいる場合は、極力、ご家庭での保育等にご協力いただき、施設の利用を自粛いただきますようお願いいたします。

また、子育て中の従業員を雇用している事業者の皆さまからも、一層のご理解とご協力を何卒お願いいたします。

なお、引き続き、これらの施設をご利用される皆さまについても、日々の検温などの健康管理や手洗いなど、感染予防の徹底をお願いいたします。

令和2年4月24日

新潟市長

中原 八一